

農振除外に必要な書類及び容認の要件

前橋市農林課

平成27年4月1日

1 必要な書類

利用目的	書 類	市役所で書式を配布するもの				そろえていただくもの		
		申出書	確約書	都計法 確認書	事 業 計 画 書	登記事項 証 明 書	公 図 (写し)	案内図
農家住宅		○				○	○	○
◆ 自己用 専用住宅	分家住宅	○				○★	○	○
	都計法34条第11号	○		○		○	○	○
	一般住宅（支所管内）	○				○	○	○
宅地拡張（増築等）		○			○◇	○	○	○
店舗		○			○◇	○	○	○
露天駐車場		○	○☆		○◇	○	○	○
露天資材置場		○	○		○◇	○	○	○
その他		○	○☆		○◇	○	○	○

★ 分家住宅(開発審査基準「線引き前から所有する土地等における自己用住宅」に該当)の場合、昭和46年当時の所有者が分かるものが必要です。

☆ 1,000㎡以上の場合、確約書が必要です。

◇ 事業計画書は、計画の必要性や規模が適当であるかを判断する重要な書類ですので、できる限り具体的かつ詳細に記載してください。あわせて既存がある場合は既存の写真を提出してください。

◆ 500㎡以上の場合、土地利用計画図が必要です。

注) なお、上記の書類の他に、大正用水土地改良区に該当する農地は、平成32年3月31日まで「大正用水土地改良事業受益地確認書」により、非受益地であるとの確認が必要です。

該当する農地区域	
事業該当実施時に田であった区域	端気町、鳥取町、上沖町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、小島田町、下大屋町、泉沢町、荒口町、東大室町、飯土井町、二之宮町、今井町、堀越町、粕川町深津
事業該当実施時に田もしくは畑であった区域	小神明町、五代町、上泉町、江木町、富田町、荒子町、西大室町、新井町、茂木町

2 容認要件

(1) 土地について

- ① 農用区域以外に代替すべき土地がなく、計画が必要かつ適当であること。
- ② 集団農用地の一面でないこと。
(集団性がないこと、農地とそれ以外が混在しないこと)
- ③ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 農用地等の保全または利用上必要な施設に影響を及ぼさないこと。
(農地を分断しないこと、農地利用の機能性に支障が出ないこと)
- ⑤ 土地基盤整備事業(土地改良事業)の工事完了後8年を経過していること。

8 年 未 経 過 地	県営農業用水再編対策事業(大正用水)	旧宮城支所管内を除く全域 → 1の注を参照
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	上細井町の一部、富士見町時沢の一部
	団体営基盤整備促進事業	富士見町石井

- ⑥ 農地法に基づく転用許可の見込みがあること。
- ⑦ 都市計画法に基づく開発許可の見込みがあること。→ 2の(2)を参照
- ⑧ 除外容認後1年以内の開発実現性があること。

(2) 建物等について

・3,000㎡以上の開発行為または市街化調整区域に建物等を建設しようとする場合は、都市計画法に基づく許可が必要ですので、建築指導課開発係（市役所7階）へ相談してください。

(3) 面積について

- ① 農家住宅は1,000㎡以下を目安にしてください。
- ② 自己用専用住宅は300㎡以上600㎡以下を目安にしてください。
- ③ 宅地拡張の場合、拡張後面積は①②それぞれの最大面積までを目安にしてください。
- ④ 露天駐車場・露天資材置場等は必要最小限をお願いします。→2の(1)の①を参照
- ⑤ 市街化区域においては2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域においては5,000㎡、都市計画区域外においては10,000㎡以上の場合は、国土利用計画法の手続きが必要になる場合がありますので都市計画課（市役所9階）へ相談してください。

(4) 分筆について

・分筆がある場合は、公図に予定線を記入してください。

(5) 事前審査について

・除外しようとする面積が20,000㎡を超えるものは、農地転用の事前審査が必要になりますので、前橋市農業委員会にも併せてご相談ください。

※ お問合せは市役所農林課もしくは各支所地域振興課まで
市役所農林課 TEL 027-898-6702

農振農用地（青地）の確認について

農振農用地の確認は、直接窓口に来ていただくか、またはFAXで行えます。

★直接窓口に来ていただく場合は、正確な地番のわかる書類を持ってきてください。

★FAXで照会を行う場合は、連絡先（FAX番号）を記載し、正確な地番の確認できる下記の書類のいずれかをFAXしてください。

- ① 登記事項証明書 ②公図 ③評価証明書 ④その他、官公庁の証明書類

なお、FAXによる照会の場合は、窓口を優先して処理を行いますので、回答に時間がかかる場合があります。

農林課 FAX 027-223-8527